

男鹿市告示第35号

男鹿市母子家庭等自立支援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年3月29日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市母子家庭等自立支援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、就業に必要な能力開発や資格取得のために教育訓練講座を受講し、又は養成機関において修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に対して給付金を支給することにより、受講又は修業による家計負担を軽減し、もって母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援することを目的とする。

(給付金の支給)

第2条 市は、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、この告示の定めるところにより給付金を支給する。

(給付金の種類)

第3条 給付金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自立支援教育訓練給付金
- (2) 高等職業訓練給付金
 - ア 高等職業訓練促進給付金
 - イ 高等職業訓練修了支援給付金

(給付金の支給対象者)

第4条 給付金の支給対象者は、男鹿市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養しており、児童扶養手当を受給し、又はこれと同等の所得水準にあると認められ、かつ、別表の支給対象者の項に掲げる受給要件の全てを満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの告示による同一種類の給付金を受給した者は、対象としない。

(給付金の支給対象講座等)

第5条 給付金の支給対象となる教育訓練講座及び高等職業訓練（以下「支給対象講座等」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(給付金の支給額)

第6条 給付金の支給額は、予算の範囲内において、別表に掲げるとおりとする。

(事前相談)

第7条 市は、支給対象者と事前相談を行い、希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、職業経験、技能、取得資格等を適格に把握し、支給対象講座等の受講又は修業の必要性について十分確認するものとする。この場合において、当該支給対象者が支給対象講座等の入学金、受講料等を支払うことが困難であると認められる場合は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の入学準備金及び就職準備金並びに母子・父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介するものとする。

2 准看護師又は看護師の資格を取得するために養成機関での修業を希望する者には、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合又は保健師若しくは助産師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で高等職業訓練促進給付金の支給が可能である旨の説明を行うこととする。

(教育訓練講座の指定等)

第8条 自立支援教育訓練給付金の支給を希望する者（以下「教育訓練給付希望者」という。）は、男鹿市母子家庭等自立支援給付金支給対象教育訓練講座指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、受講開始日の前日までに教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、添付書類を省略することができるものとする。

- (1) 教育訓練給付希望者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 児童扶養手当証書の写し（8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は前年（申請日が1月から7月までの場合は前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにする書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての証明書を含む。）
- (3) 受講しようとする教育訓練講座を明らかにする書類
- (4) その他必要と認められる書類

2 市長は、前項の申請があったときは、受給要件を審査し、教育訓練講座の指定の可否を決定するものとする。

3 市長は、教育訓練講座の指定を決定したときは、男鹿市母子家庭等自立支援給付金支給対象教育訓練講座指定通知書（様式第2号）により教育訓練給付希望者に通知するものとする。

（自立支援教育訓練給付金の支給申請）

第9条 前条に規定する教育訓練講座の指定を受けた者は、当該講座を修了した日から起算して30日以内に、男鹿市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第3号）に別表に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、添付書類を省略することができるものとする。

（高等職業訓練給付金の支給申請）

第10条 高等職業訓練給付金の支給を希望する者は、高等職業訓練の修業を開始したときは、男鹿市母子家庭等自立支援高等職業訓練給付金支給申請書（様式第4号）に別表に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。修業期間中に4月1日が到来したときも、同様とする。

2 前項に規定する添付書類は、公簿等によって確認できる場合は省略することができるものとする。

（給付金の支給決定等）

第11条 市長は、前2条の申請があったときは、申請内容を審査の上、給付金の支給又は不支給を決定し、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、給付金の支給を決定したときは、男鹿市母子家庭等自立支援給付金支給決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（訓練促進給付金の支給方法等）

第12条 市長は、高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）の支給決定者に対して申請日が属する月から高等職業訓練の修了日までの期間又は申請日が属する年度の3月31日までの期間（初めて支給決定を受けた月から起算して修業する期間が48月を超えるときは、48月）の訓練促進給付金を支給するものとする。

2 准看護師養成機関を修了する者が引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合又は看護師養成機関を修了する者が引き続き保健師若しくは助産師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。

3 訓練促進給付金の支給を受けようとする者は、月ごとに当該月分の訓練促進給付金を翌月の10日（当該月が3月にあつては、3月31日）までに市

長に請求しなければならない。市長は請求のあった日から30日以内に支給するものとする。

- 4 市長は、訓練促進給付金の受給者に対して、定期的に在籍証明書の提出又は出席状況の報告及び修得単位証明書の提出を求め、在籍状況等を確認するものとする。この場合において、当該受給者の自己都合により月の初日から末日まで養成機関に出席しなかったときは、当該月の訓練促進給付金は支給しないものとする。

(高等職業訓練の実績報告等)

第13条 訓練促進給付金の受給者は、高等職業訓練の修了日から30日以内又は申請日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに男鹿市母子家庭等自立支援高等職業訓練修業実績報告書(様式第6号)に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する実績報告書の提出があったときは、男鹿市母子家庭等自立支援高等職業訓練給付金支給額確定通知書(様式第7号)により当該受給者に通知するものとする。

(修了支援給付金の支給方法等)

第14条 市長は、訓練促進給付金の受給者に対して、高等職業訓練の修了日以後に高等職業訓練修了支援給付金(以下「修了支援給付金」という。)を支給するものとする。

- 2 修了支援給付金の支給を受けようとする者は、前条第2項に規定する支給額確定通知を受けてから14日以内に市長に請求しなければならない。市長は請求のあった日から30日以内に支給するものとする。

(受給資格の喪失等の届出)

第15条 訓練促進給付金の受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、男鹿市内に住所を有さなくなったこと、修業辞退等により受給要件に該当しなくなったときは、当該事由が生じた日から起算して14日以内に、男鹿市母子家庭等自立支援給付金受給資格喪失届(様式第8号)により市長に届け出なければならない。

- 2 訓練促進給付金の受給者は、受給者若しくは受給者と同一の世帯に属する者に係る課税の状況が変わったとき又は世帯を構成する者に異動があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、その内容を証明する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(給付金の取消し)

第16条 市長は、給付金の受給者(以下「受給者」という。)が受給資格を喪失したと認めたとき又は虚偽の申請その他の不正が認められるときは、給

付金の支給を取消し、男鹿市母子家庭等自立支援給付金支給取消通知書（様式第9号）により当該受給者に通知するものとする。この場合において、既に支給された給付金を返還させるときは、男鹿市母子家庭等自立支援給付金返還命令書（様式第10号）を併せて送付するものとする。

（就職状況等の確認）

第17条 市長は、受給者が支給対象講座等を修了した後に、就職状況等を確認するため、必要に応じて受給者に報告等を求めることができるものとする。

（補則）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。